

1. 産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準
 <廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第十二条の六>

維持管理基準		維持管理計画
(1)	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が該当施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な該当産業廃棄物の性状の分析又は計量を行なう。	自社工場で生産する製品からの廃液及び外部からの廃液共に、処理能力に見合った適正なものとなるよう廃液の分析又は計量を行う。計量は流量計で行う。
(2)	施設への産業廃棄物の投入は、該当施設の処理能力を超えないように行なう。	焼却炉への送液計の指示値の管理を行い、調節弁で調整し、処理能力を超えないようにする。
(3)	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収、その他の生活環境の保全上必要な処置を講ずる。	異常時は焼却炉及び施設を緊急停止し、排水の水質確認を実施後、排水のくみ上げ等の対策を講じることで、生活環境の保全に努める。 緊急時の関係各所への緊急連絡は、所内基準で定めてある。
(4)	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行なう。	以下の設備の定期的な巡視と点検を行う。 焼却炉内、バーナー、廃液インジェクター 冷却缶内部、ベンチュリースクラバー、回転機器
(5)	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずる。	配管及び機器からの廃液の漏れの点検を行う。
(6)	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を維持する。	厨房施設での害虫駆除を行い、はえ等の発生防止を行う他、構内の整理、整頓、清掃を実施し、構内の清潔を維持する。
(7)	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。	ブロワー、コンプレッサーが該当する。ブロワーはサイレンサーを設置し、鋼性のある架台に取りつけた。コンプレッサーはボックスに収納し屋内設置とし、敷地境界付近に防護壁を設けた。 騒音測定や振動測定を実施し、点検で異常があれば整備を実施する。
(8)	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行なう。	排水については冷却缶排水の色、臭気、pH等の点検を行なうとともに、COD、SS、ダイオキシン類等については、施設排水を1年に1回以上測定し、管理を行う。
(9)	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。	点検・検査・処置の記録を作成し、5年間保存する。

2. 焼却施設の維持管理の技術上の基準

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第十二条の七＞

維持管理基準		維持管理計画
(10)	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行なう。	焼却設備は密閉構造であるため外気とは遮断されている。炉内への廃液流量計の指示値を管理しながら調節弁により流量を制御し焼却を行う。またストレーナー及びバーナーの詰まり点検を行う。
(11)	燃焼室中の燃焼ガスの温度を800度以上に保つ。	燃焼室の温度を連続的に制御・監視するシステムを設置し、燃焼ガス温度が800度以上になるようにする。
(12)	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。	都市ガスにより炉内温度をおおむね950度まで上昇させる。
(13)	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の温度を高温に保ち燃焼し尽くす。	都市ガスによる空焚き運転を行い燃焼し尽くす。
(14)	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定、記録する。	燃焼ガス温度記録計で管理測定、記録する。
(15)	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200度以下に冷却する。	冷却缶出口ガス排ガス温度計指示値の管理、冷却缶液面の管理を行い、燃焼ガスの温度が200度以下であることを確認する。
(16)	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定、記録する。	冷却缶出口排ガス温度記録計の管理を行い、燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。
(17)	煙突から排出される排ガス中のCO濃度が100ppm以下になるように燃焼する。	空気過剰率、温度等の燃焼条件を管理して廃液を燃焼させ、CO計の指示値の警報器による管理を行い100ppm以下になるようにする。
(18)	煙突から排出される排ガス中のCO濃度を連続的に測定、記録する。	CO値記録計の管理を行い連続的に測定・記録する。
(19)	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却する。	燃焼ガス温度計の指示値の管理、空気過剰率の管理を行いダイオキシン類濃度が一定濃度以下になるようにする。
(20)	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定、記録する。また、ばい煙量、ばい煙濃度(SOX、ばいじん、HC1、NOXに係るものに限る)を6ヶ月に1回以上測定記録する。	排ガス中のダイオキシン類濃度の測定及びばい煙量、ばい煙濃度の測定記録を行う。
(21)	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	ベンチュリースクラバーの調整を行うことにより生活環境保全上の支障が生じないようにする。
(22)	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散および流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ベンチュリースクラバーから発生する洗浄排水は密閉配管で冷却缶に送られる。日常点検を行い異常の有無を確認する。
(23)	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を揃える。	設備の巡視及び定期点検を行うとともに、付近には屋外消火栓を配置してある他、施設内には小型消火器を設置する。